

議案第 33 号

平成21年度鎌倉市一般会計

補正予算（第3号）

平成21年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ934,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,301,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成21年9月2日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
50 使用料及び手数料		971,006千円	7,472千円	978,478千円
	5 使用料	508,253	7,472	515,725
55 国庫支出金		4,338,270	570,000	4,908,270
	10 国庫補助金	1,777,220	561,264	2,338,484
	15 委託金	40,423	8,736	49,159
60 県支出金		2,592,164	45,532	2,637,696
	10 県補助金	1,174,416	45,532	1,219,948
70 寄附金		30,482	15,000	45,482
	5 寄附金	30,482	15,000	45,482
75 繰入金		1,513,871	5,262	1,519,133
	5 基金繰入金	1,501,671	5,262	1,506,933
80 繰越金		1,146,983	249,434	1,396,417
	5 繰越金	1,146,983	249,434	1,396,417
90 市債		3,540,600	41,500	3,582,100
	5 市債	3,540,600	41,500	3,582,100
歳 入 合 計		56,367,300	934,200	57,301,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		7,808,354円	321,006円	8,129,360円
	5 総務管理費	6,266,383	311,110	6,577,493
	10 徴税費	732,526	9,896	742,422
15 民生費		15,100,468	308,089	15,408,557
	5 社会福祉費	8,429,435	95,857	8,525,292
	10 児童福祉費	5,051,624	212,232	5,263,856
20 衛生費		5,550,456	79,322	5,629,778
	5 保健衛生費	1,462,716	79,322	1,542,038
35 商工費		560,093	2,221	562,314
	5 商工費	560,093	2,221	562,314
40 観光費		284,514	6,500	291,014
	5 観光費	284,514	6,500	291,014
45 土木費		9,970,894	125,065	10,095,959
	5 土木管理費	1,569,815	6,075	1,575,890
	10 道路橋りょう費	957,926	38,000	995,926
	20 都市計画費	7,145,452	80,990	7,226,442
50 消防費		2,698,519	9,239	2,707,758
	5 消防費	2,698,519	9,239	2,707,758
55 教育費		6,502,803	82,758	6,585,561
	10 小学校費	1,223,368	18,428	1,241,796
	15 中学校費	1,410,238	50,492	1,460,730
	20 社会教育費	2,098,423	13,838	2,112,261
歳 出 合 計		56,367,300	934,200	57,301,500

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	子育て応援特別手当 (21年度版)支給事業	千円 162,430
20 衛生費	5 保健衛生費	女性特有のがん検診推進事業	64,867

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理委託事業費 (深沢小学校・山崎小学校・ 小坂小学校・今泉小学校)	平成21年度から 平成24年度まで	基準日における1校当たり1日の 推計給食数が 401食から500食までは63,000千円、 501食から600食までは69,000千円、 601食から700食までは75,000千円、 701食から800食までは81,000千円、 801食から900食までは87,000千円を 平成22年度から平成24年度までの基 本額とし、これに消耗品費として1食 当たり10円を推計総給食数に乗じて 得た額を加えた額に消費税相当額を 加えた額の合計額。

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
都市計画事業費	千円 1,466,500	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金又は地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,508,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金又は地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合 計	3,540,600				3,582,100			